改正後	改正前
ナム人看護師が収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行ったことを知った場合には発覚日時及び当該活動の状況について、それぞれ当該ベトナム人看護師の身分事項と共に、受入れ調整機関を通じて速やかに地方入国管理局に報告することとしていること。	ナム人看護師が収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動（第四又は第五に定める手続を経て指定された受入れ機関との雇用契約に基づく雇用受入れ施設における活動及び法第十九条第二項の規定による許可を受けて行う活動を除く。）を行ったことを知った場合には発覚日時及び当該活動の状況について、それぞれ当該ベトナム人看護師の身分事項と共に、受入れ調整機関を通じて速やかに地方入国管理局に報告することとしていること。
五　ベトナム人介護福祉士及びその受入れ機関 ベトナム人介護福祉士及びその受入れ機関は、それぞれ次に掲げる事項のいずれにも該当するものとする。 1　［略］ 2　受入れ機関 ㈠　過去三年間にベトナム人看護師等、インドネシア人看護師等、フィリピン人看護師等、特例ベトナム人看護師候補者等、特例インドネシア人看護師候補者等及び特例フィリピン人看護師候補者等の受入れ並びに外国人の就労に係る不正行為を行ったことがないこと。	五　ベトナム人介護福祉士及びその受入れ機関 ベトナム人介護福祉士及びその受入れ機関は、それぞれ次に掲げる事項のいずれにも該当するものとする。 1　［同上］ 2　受入れ機関 ㈠　過去三年間にベトナム人看護師等、インドネシア人看護師等、フィリピン人看護師等、特例ベトナム人看護師候補者、特例インドネシア人看護師候補者等及び特例フィリピン人看護師候補者等の受入れ並びに外国人の就労に係る不正行為を行ったことがないこと。
［㈡～㈣　略］ ㈤　受け入れているベトナム人介護福祉士との雇用契約を終了する場合には終了予定日及び終了の理由について、受け入れているベトナム人介護福祉士が失踪した場合には発覚日時及び失踪状況について、受け入れているベトナム人介護福祉士が収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行ったことを知った場合には発覚日時及び当該活動の状況について、それぞれ当該ベトナム人介護福祉士の身分事項と共に、受入れ調整機関を通じて速やかに地方入国管理局に報告することとしていること。	［㈡～㈣　同上］ ㈤　受け入れているベトナム人介護福祉士との雇用契約を終了する場合には終了予定日及び終了の理由について、受け入れているベトナム人介護福祉士が失踪した場合には発覚日時及び失踪状況について、受け入れているベトナム人介護福祉士が収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動（第四又は第五に定める手続を経て指定された受入れ機関との雇用契約に基づく雇用受入れ施設における活動及び法第十九条第二項の規定による許可を受けて行う活動を除く。）を行ったことを知った場合には発覚日時及び当該活動の状況について、それぞれ当該ベトナム人介護福祉士の身分事項と共に、受入れ調整機関を通じて速やかに地方入国管理局に報告することとしていること。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○厚生労働省告示第二百三十九号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年六月一日から適用する。ただし、同年五月三十一日以前に行われた療養に関する費用の額の算定については、なお従前の例による。

平成三十年五月三十一日

厚生労働大臣　加藤　勝信

（傍線部分は改正部分）

改正後		改正前	
別表		別表	
Ⅰ　（略）		Ⅰ　（略）	
Ⅱ　医科点数表の第２章第３部、第４部、第５部、第６部、第９部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格		Ⅱ　医科点数表の第２章第３部、第４部、第５部、第６部、第９部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格	
001～198　（略）		001～198　（略）	
199　甲状軟骨固定用器具	190,000円	（新設）	
200　放射線治療用合成吸収性材料	192,000円	（新設）	
Ⅲ～Ⅷ　（略）		Ⅲ～Ⅷ　（略）	